

資料編

FUNABASHI CITY

1. 注釈（用語解説）

あ行

安心登録カード 災害時における救援・支援や日頃の見守り活動のため、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、障害がある人等の情報を登録し、地域で共有するもの。

雨水貯留浸透施設 雨水の流出を抑制するための施設。学校、公園等の地表面に一時的に雨水を貯留する方式や、地下に貯留槽を設置し雨水を貯留または一部を浸透させる方式がある。

か行

海岸保全施設 津波や高潮等の自然災害や、海水による浸食から海岸を防護するための施設のこと。堤防、護岸、水門等がある。

基幹相談支援センター 困難な相談事例への対応や、市内の事業所等からの相談、地域の相談支援体制の強化（ネットワーク作り等）、また、障害者支援施設や精神科病院等と連携し、障害のある人の地域生活への移行・定着支援を行う。

義務的経費 市の歳出の中で、支出が義務付けられ任意に削減できない極めて硬直性が高い経費のこと。職員給与等の人件費、生活保護等の扶助費、地方債の元利償還金である公債費がある。

緊急輸送道路 大規模災害が起きた場合における避難・救助をはじめ、物資の供給、施設の復旧など、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的として指定された路線。

国史跡 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅、その他の遺跡で、わが国にとって歴史上または学術上価値の高いもののうち重要なもの。

健康寿命 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

公共用水域 河川、湖沼、港湾、沿岸海域等広く一般の利用に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域。

耕作放棄地 以前耕地であったもので、過去一年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。

交通ビッグデータ ETC2.0車載器等から収集される車両の速度や経路、挙動（急減速、急ハンドル）などの走行履歴データなどのこと。

高度処理型合併処理浄化槽 通常の合併処理浄化槽の機能に加え、窒素やリン等を除去する機能がある浄化槽。

コミュニティ道路 歩行者にとって安全かつ安心な通行空間とするため、車道を部分的に狭くしたりすることで自動車が速度を出せないようにし、歩行者、自転車及び自動車が同一空間を共有しながら利用する道路。

さ行

最低居住面積水準	世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準（単身者：25㎡、2人以上の世帯：10㎡×世帯人数+10㎡）。
市街化区域	既に市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域であり、都市の発展動向などを勘案して市街地として積極的に整備する区域。
市街化調整区域	原則として用途地域は定めず、一定の要件などを備えた開発行為以外は許可されない市街化を抑制すべき区域。
住宅セーフティネット	セーフティネットとは、建設現場等で落下防止のために貼る防護網の一種、あるいは、そうした事態になることを防止する仕組みのことを言う。住宅政策においては、自力で適正な水準の住宅を確保できない者に対して、行政が関与して、健康で文化的な生活を保障していくという意味で使われる。
住宅確保要配慮者	住宅セーフティネット法において定義された、低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する人。
人口集中地区（DID）	日本の国勢調査において設定される統計的な地区であり、市区町村の区域内で人口密度が4,000人/㎢以上の基本単位区が互いに隣接して5,000人以上となる地区に設定される。
生産緑地	市街化区域内にある土地又は森林で、都市計画によって指定された生産緑地地区内の農地等。
生物多様性	地球上では、人間だけでなく、動物や植物、昆虫などいろいろな生き物が他の多くの生き物と相互に関わり合って生きており、こうした生き物たちの豊かな個性とつながり。
生物多様性の保全及び持続可能な利用	暮らしを支える、食べ物や水、木材や繊維などの資源、快適な環境などの生物多様性の恵みを受け続けていくため、自然環境を保全する活動（生物多様性の保全）や適切な資源の消費（持続可能な利用）などを実施すること。
セーフティネット保証4号認定	突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置。
ゾーン30	区域（ゾーン）を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策（交差点カラー舗装等）を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路の安全対策。また、「ゾーン30」にハンプや狭さく等の物理的デバイスを組み合わせた安全対策を「ゾーン30プラス」という。

た行

ダブルケア	晩婚化・晩産化を背景に、育児期にある人（世帯）が、親の介護も同時に担う。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域団体商標	地域の産品等について、事業者の信用の維持を図り、「地域ブランド」の保護による地域経済の活性化を目的として導入され、地域の名称及び商品（サービス）の名称等からなる文字商標について、登録要件を緩和する制度。
地域包括ケアシステム	誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み。
地区計画制度	都市計画法第12条の5にもとづき、ミニ開発や無秩序な市街化を防止して良好な市街地環境の形成・保全を図ることを目的として、建築物の建築形態や公共施設の配置等を地区住民とともに定める計画。
調整池	宅地等の開発区域内に降った雨水を一時的に貯留させることで、開発行為により増加する雨水流出量を抑制する池のこと。
調節池	大雨時に増水した河川の水を一時的に流入させることで、下流側の河川の水量を軽減する池のこと。
地方衛生研究所 全国協議会	地方衛生研究所は、都道府県、政令指定都市と中核市、特別区の一部に設置されている。地方衛生研究所全国協議会は、全国の地方衛生研究所間の連携を密にすることにより事業の強化促進を図り、もって公衆衛生の発展に寄与することを目的としている。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。
電話de詐欺	電話その他の通信手段を用いることにより、対面することなく、面識のない不特定の者をだまし、架空又は他人名義の口座に現金を振り込ませたり、現金を準備させて受け取りに来たりする手口の詐欺のことで、平成27（2015）年8月に千葉県が広報用の名称として命名した。
トリアージ	多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度を判定して、治療または搬送の優先順位を決める。

な行

日常生活自立支援事業	判断能力が不十分なため、適切な福祉サービスを受けることが困難な高齢者等に対して、契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行い、地域で自立した生活が送れるよう支援する事業。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が認知症の疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
認知症地域支援推進員	認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整等を行う。

は行

バイオマス	生物資源 (bio) の量 (mass) を表し、再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。
パリ協定	温室効果ガス削減の国際的枠組みとして、平成27 (2015) 年12月フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議 (COP21) で採択された協定。21世紀後半には、温室効果ガス排出量を森林・海洋等による吸収量とバランスさせること、気温上昇を産業革命前と比べて2℃より低く抑え、1.5℃未満に抑えるための取組を推進すること、各国が平成30 (2018) 年までに温室効果ガス削減のための計画を提出し、5年毎に進捗を点検することなどが主な内容で、平成28 (2016) 年11月4日に発効した。
被災者生活再建支援システム	罹災証明書をデータ化し、発行までに要する期間を短縮するとともに、見舞金や住宅支援など各種支援事業に迅速かつ的確につなげるシステム。
避難行動要支援者	災害が発生したときまたは災害が発生する恐れがあるときに、自ら避難することが困難な要配慮者であって、円滑・迅速な避難のために特に支援が必要な人。
病院前救護所	市内で震度6弱以上を観測した場合等に、災害医療協力病院の玄関前等に開設される救護所。
船橋市健康スケール	保健医療や介護、福祉に従事する専門家の意見を取り入れた船橋市オリジナルの指標。生活や運動等に関する質問に答えることで、年齢別平均を100とした元気度を表すとともに、3年後の要介護・要支援リスクをお知らせする。
ふなばし健康ポイント事業	健康に関する行動 (ウォーキング、教室参加など) に対してポイントが獲得でき、貯まったポイントに応じて景品が当たる。
船橋市居住支援協議会	宅地建物取引業者や居住支援団体、船橋市などで構成し、各関係団体等の連携により、高齢者等の住宅確保要配慮者が抱える居住に関する問題の解決策を協議する組織。

ふなばしシルバー リハビリ体操	医師が考案した、いつでも、どこでも、どなたでもできる市民同士の支えあいによる健康づくりを目指した体操。
ふなばしメディカル タウン構想	医療や健康をテーマとした新たなまちづくりの考え方をまとめたもので、このまちづくりにより「健康寿命日本一」を目指す本市の健康・医療の中核となるまちを目指す。
ふらっと船橋	市の基幹相談支援センターとして、また、総合相談窓口の一つとして、障害のある人やその家族、支援者などからの相談に応じ、必要な情報提供・助言のほか、障害福祉サービスの利用や権利擁護のため、必要な援助を行う。
フレイル	加齢により心身が老い衰えた状態。加齢とともに筋力や認知機能などの心身の活力が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能障害や要介護状態などの危険性が高くなった状態を指す。
妨害運転	他の車両等の通行を妨害する目的で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持等の違反を行う、いわゆる「あおり運転」。

や行

ヤングケアラー	家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供。
要配慮者	災害対策基本法に基づく、高齢者、障害のある人、乳幼児等、防災上特に配慮を要する人。

ら行

ラムサール条約	正式には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、各国が適当な湿地の指定と登録を行い、登録湿地の保全、人為的干渉による変化などの情報の通報、湿地への自然保護区の設定と水鳥の保全などについて協力することを定めている。本市の近くでは谷津干潟があり、三番瀬も登録のための検討が始まっている。
レファレンス サービス	利用者の調査研究課題に対して、適切な資料・情報を紹介し、課題解決を助けるサービス。課題解決に役立つ資料を提供するとともに、資料に盛り込まれている内容（情報）、あるいは課題解決に有効な情報そのものを提供することも含む。
六次産業化	一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。

その他

2050年ゼロ・ カーボン	2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指す本市の長期目標。
3R (リデュース・ リユース・ リサイクル)	「ごみを出さない」(リデュース:Reduce)、「一度使って不要になった製品等を再び使う」(リユース:Reuse)、「ごみを資源として再生利用する」(リサイクル:Recycle)という廃棄物処理や再生利用の優先順位のことを、それぞれの頭文字をとって「3R」と呼ぶ。
8050問題	80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもりの子供の生活を支える問題。
HACCP (ハザップ)	原材料の受入から製造、製品の出荷までの一連の工程において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を管理し、安全性を確保する管理手法。平成30(2018)年6月に食品衛生法が改正され、原則としてすべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施が求められている。
VOC (揮発性有機 化合物)	大気中に排出され、又は飛散したときに気体である有機化合物で、光化学オキシダント等の原因物質の一つとなっている。

2. 計画策定の経過

日付		内容
平成30年 (2018)	9月25日(火)～10月9日(火)	●船橋市の新しいまちづくりに向けた市民アンケート調査(一般) 対象：市内にお住まいの満18歳以上の方から無作為に抽出した6,000名
	10月	●船橋市の新しいまちづくりに向けた市民アンケート調査(中学生) 対象：市内中学2年生1,113人(行政5ブロックごとに1校ずつ計5校選定)
平成31年 (2019)	1月15日(火)～2月10日(日)	●24地区市民会議(自由参加型) 市内24地区コミュニティごとに市民会議を開催
	3月	総合計画策定に向けた基礎調査報告書作成 人口推計調査報告書作成 船橋市の新しいまちづくりに向けた市民アンケート調査報告書作成
令和元年 (2019)	5月	第3次船橋市総合計画策定方針作成
	5月16日(木)	●第1回船橋市総合計画審議会 審議会委員委嘱、審議会へ諮問、策定方針の説明、 平成30年度基礎調査等報告
	5月18日(土)	●第1回公募型市民ワークショップ「ふなばSHIPミーティング」 (市民アンケート調査実施時の公募により29人が参加) 船橋の強みと弱みの洗い出し
	6月8日(土)	●第2回公募型市民ワークショップ「ふなばSHIPミーティング」 強みを伸ばし・弱みを改善するための基本的取組を検討
	6月29日(土)	●第3回公募型市民ワークショップ「ふなばSHIPミーティング」 基本的取組の推進によって実現を目指す「めざすべき姿」の検討と発表
	7月31日(水)	●第2回船橋市総合計画審議会 序論の審議
	8月21日(水)	●第3回船橋市総合計画審議会 基本構想の審議
	12月25日(水)	●第4回船橋市総合計画審議会 基本構想・基本計画の審議
令和3年 (2021)	3月30日(火)	●第5回船橋市総合計画審議会 これまでの審議経過・今後の計画策定の考え方 序論・基本構想の修正・追加
	8月10日(火)	●第6回船橋市総合計画審議会 序論・基本構想の審議、基本計画の審議
	8月23日(月)	●第7回船橋市総合計画審議会 基本計画の審議

日付		内容
令和3年 (2021)	9月1日(水)～10月1日(金)	第3次船橋市総合計画基本構想パブリック・コメント
	10月13日(水)	●第8回船橋市総合計画審議会 基本計画の審議
	10月22日(金)	●第9回船橋市総合計画審議会 基本計画の審議、基本構想答申案の審議 ●基本構想の答申
	11月5日(金)～12月6日(月)	第3次船橋市総合計画基本計画パブリック・コメント
	12月21日(火)	第3次船橋市総合計画基本構想議決
	12月22日(水)	●第10回船橋市総合計画審議会 基本計画答申案の審議 ●基本計画の答申

3. 総合計画審議会

船橋市総合計画審議会条例

昭和53年9月28日

条例第40号

改正 平成30年12月26日条例第58号

船橋市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 市の総合計画に関し、市長の諮問に応じ、必要な事項を調査審議するため、船橋市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平30条例58・一部改正)

(委員)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要があると認める者

(平30条例58・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。
- 3 委員(前条第1号に掲げる委員を除く。)は、委嘱時における職を離れたときは、それぞれ解任されるものとする。

(平30条例58・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を掌理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第6条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

(船橋市総合開発審議会条例の廃止)

2 船橋市総合開発審議会条例(昭和35年船橋市条例第13号)は、廃止する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年船橋市条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成30年12月26日条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。

船橋市総合計画審議会委員名簿

(各号委員50音順)

区分	氏名	役職等	備考
第1号委員 7人	ウ オ ザキ カツヤ 宇於崎 勝也	日本大学 理工学部 教授	
	ウ シ ヤマ ク ニ ヒコ 牛山 久仁彦	明治大学 政治経済学部地域行政学科長・教授	副会長
	カノギ メグミ 柏木 恵	キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹	
	ナカハラ ヨシエ 中原 美恵	東洋大学 名誉教授	
	フジノ タツヤ 藤野 達也	淑徳大学 教授	
	ミヤワキ アツシ 宮脇 淳	北海道大学 法学研究科・公共政策大学院 教授	会長
	ヤシロ トモヨキ 屋代 智之	千葉工業大学 教授	
第2号委員 5人	ツボイ ヒロミ 坪井 弘美	船橋市PTA連合会 監事	令和3年3月29日まで
	ツチヤ ヤスミ 土屋 保美	船橋市PTA連合会 総務長	令和3年3月30日から
	ナカムラ ジュンヤ 中村 順哉	船橋市医師会 副会長	令和3年5月15日まで
	ミ ス ヒデミツ 三須 榮光	船橋商工会議所 青年部 監事	
	モトキ ツギオ 本木 次夫	船橋市自治会連合協議会 会長	令和3年6月20日まで
	ヒラカワ ミチオ 平川 道雄	船橋市自治会連合協議会 会長	令和3年6月21日から
	ワコウ ミチコ 若生 美知子	船橋市社会福祉協議会 会長	
第3号委員 4人	イナガキ ミホ 稲垣 美穂	市民委員	
	オ フチ タツト 小渕 達人	市民委員	
	フカオ エツコ 深尾 悦子	市民委員	
	ヨスヤ カスヒデ 萬屋 一秀	市民委員	
第4号委員 4人	カタギリ タカシ 片桐 卓	公益社団法人 SL災害ボランティアネットワーク・千葉 会長	
	コ ガ ヒトシ 古賀 仁	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 千葉ゾーン 総務マネジャー	令和元年12月24日まで
	カモシタ ヒロシ 嶋下 浩	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 総合渉外部 千葉ゾーンマネジャー	令和元年12月25日から 令和3年3月29日まで
	オオカワ ヒロシ 大川 裕	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 総合渉外部 千葉ゾーンマネジャー	令和3年3月30日から
	コバヤシ イチロウ 小林 一朗	株式会社クボタ 水環境総合研究ユニット 顧問	
	ヤベ ユウ 矢部 優	イケア・ジャパン株式会社 リーダーシップディベロップメントリーダー	

諮問

船 政 第 9 4 号
令和元年5月16日

船橋市総合計画審議会 会長 様

船橋市長 松戸 徹

第3次船橋市総合計画の策定について（諮問）

令和3年度を初年度とする第3次船橋市総合計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

答申（基本構想）

令和3年10月22日

船橋市長 松戸 徹 様

船橋市総合計画審議会長 宮脇 淳

第3次船橋市総合計画基本構想（素案）について（答申）

令和元年5月16日に本審議会に諮問のありました第3次船橋市総合計画の策定について、これまで慎重に審議を重ねてまいりました。

これまでの審議会での意見は、貴市で御検討いただき、基本構想（素案）に反映されております。

基本構想の策定にあたっては、本審議会での意見を十分尊重いただくことをお願いし、第3次船橋市総合計画基本構想（素案）について、別添のとおり答申いたします。

答申（基本計画）

令和3年12月22日

船橋市長 松戸 徹 様

船橋市総合計画審議会長 宮脇 淳

第3次船橋市総合計画基本計画（素案）について（答申）

令和元年5月16日に本審議会に諮問のありました第3次船橋市総合計画の策定について、これまで慎重に審議を重ねてまいりました。

これまでの審議会での意見は、貴市で御検討いただき、基本計画（素案）に反映されております。

基本計画の策定にあたっては、本審議会での意見を十分尊重いただくことをお願いし、第3次船橋市総合計画基本計画（素案）について、別添のとおり答申いたします。

なお、今後の基本構想・基本計画の計画図書の作成や、実施計画の策定にあたっては、基本計画における施策間相互の関係性や具体的な取り組み内容が市民にわかりやすく伝わるよう、これらの点に留意していただきたくお願いいたします。

4. SDGs

SDGsの17のゴールと自治体行政の果たし得る役割

国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities and Local Governments)では、SDGsの17のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割を以下のとおり示しています。

ゴール	ゴールの説明及び自治体行政の果たし得る役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>【目標3】あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>【目標4】全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>【目標5】ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化(エンパワーメント)を行う。</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>【目標6】全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>【目標7】全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>

ゴール	ゴールの説明及び自治体行政の果たし得る役割
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>【目標9】強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>【目標10】各国内及び各国間の不平等を是正する。</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>【目標11】包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>【目標12】持続可能な生産消費形態を確保する。</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>【目標13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>【目標14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>【目標15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>【目標16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> <p>平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>【目標17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

5. 都市宣言

スポーツ健康都市宣言

昭和五十八年十月十日

船橋市宣言

スポーツ健康都市宣言

私たち船橋市民は、地域に根ざしたスポーツ活動を通じて健康で豊かな心とからだを育て、活力ある近代的な都市をめざして、ここにスポーツ健康都市を宣言します。

- 市民一人ひとりがスポーツに親しみ、健康な生活を営もう。
- みんなでスポーツを楽しむ機会をつくり、子どもを健やかに育てよう。
- スポーツを通じて、いきいきとした地域の輪を広げよう。
- スポーツを通じて多くの仲間とふれあい、はずむ心を世界に伸ばそう。

平和都市宣言

昭和六十一年十二月十九日

船橋市宣言

平和都市宣言

船橋市は、現在人口五十一万を擁する首都圏有数の中核都市に成長し、第二の飛躍期を迎えている。そして、「活力ある近代的都市」を市政の目標に掲げ、より豊かな福祉社会実現のため懸命な努力を続けているところである。

しかし、郷土船橋の限りない繁栄は、日本の安全と世界の恒久平和なくしては望み得ないものである。

私たち船橋市民は、世界の恒久平和を願い、我が国の国是である非核三原則を遵守し、平和を脅かす核兵器の廃絶を目指して最大の努力を払うことを決意し、ここに「平和都市」を宣言する。

福祉と緑の都市宣言

平成四年九月十四日

船橋市宣言

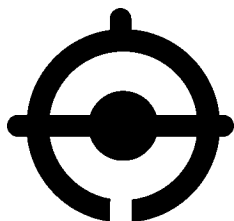
福祉と緑の都市宣言

船橋市は、今や人口五十四万を擁する首都圏屈指の中核都市へと成長し、二十一世紀に向けさらに大きく飛躍しようとしております。

私たち船橋市民は、緑豊かな環境の中で、お年寄りや障害をもつ方々を大切にする優しい心をはぐくみ、次代を担う子供たちが、すくすくと成長できる生きがいと温もりで満ちたまちづくりを目指し、ここに「福祉と緑の都市」を宣言いたします。

6. 市章・市の木・市の花

市章



市の紋章は、船橋市の舟の字を図案化したもので、市の発展を象徴しています。昭和12年3月、市制施行に先立って、市紋章を募集し、入選作品を採用したもので、昭和12年8月6日に市議会で議決されました。

市の木



市の木「サザンカ」

市の木は、昭和48年に開催された千葉県(若潮)国体に向けての記念事業として、市民からの応募により昭和45年に制定しました。

市の花

市の花は第24回全国都市緑化ふなばしフェア開催を記念し、平成19年10月2日に制定しました。市民の皆さんからのアンケートをもとに、船橋市の花選定委員会において2種類の花を選びました。



「ヒマワリ」

広く市民に親しまれており、太陽に向かって咲き、力強く、将来の船橋市の子どもたちに勇気と希望を与える花であることから選ばれました。



「カザグルマ」

船橋市に自生している貴重種であり、市のシンボルとして、大切に保護し、保存していくべき花であることから選ばれました。